

94
10
39

準貴

文久三癸亥年より

公義 訖 御上

卅六

元治元甲子年迄

文久三癸亥年

公義

師上

元治元甲子年

樂之長之
有

古之遺書少地定其乃可也

在因中
井上定在
少澤中
大浦作書

也七月季

合部書

口書

口書

中書

口書

口書

夜及公

右は為事定式抄居の下左に
おのり多お少りいりし名者通抄居
に
に
に

有
有

癸丑二月廿日

右に達書に勘定事取書お後

忠崎田業也

右志元年山府細務尉相名古方
御向命に御有るに法旗本小是承

平是清徳に入門しに精長に庵先般
を杖持免許しに給はれ此先達も勘定
並に相又之波山精長は意に内國に
格よりし渡方志借馬事にも御方
と系に矢澤等に立自力に難に而
月令去まふ之先列候御も或は
形相御今に法時衆に申自條に後
に御有るに容易に御法相に及候
日人相名古方に分向志相用
御向命に法首長方に御勸進を列
出給はれ候に御法相に及候

少少流々細々下筆たし時時遠
し海を別候し休みの月々令き先
沙々為り下し澤々候し進々候し
可下り可上り由緒々々素々候し
頼る可し可揚り可下り可上り
可下り可上り

癸亥二月廿六日

沙地定書
お達

善方院様

沙丸
うら向一海

今も沙丸

沙丸

但書あり今も沙丸

右に秋沙丸此所へ
沙丸向合新書
沙丸向合新書
沙丸向合新書

沙丸

沙地定書

癸亥二月二日

今も沙丸

善原院様

但書あり今も沙丸

今之安を承りて 阪田源六

但も夫を三番三番と別減し

先 有るに在りて 法牙並の用より於用出府

又 法牙並の用より於用出府

之通より法牙並の用より於用出府

之非に上

美 二月 法牙並の用より於用出府

旅中筆次

癸亥二月十日

素書及

本寺蔵本

方名大目付 後當時法合を法及中

法及法合人少し付る也

御代春等遊々相勤は元來の勤然

如る能者板勤具少し及仕家の用之人難

及自力難法之趣由頼り示し有る勤然

法勝も向不客易筋は得て大目付及

一切定事は示し右あり法とありは均等

有る事は逆例法とありは別減と

右の通にもありは均等とありは別減と

古の事は口で達言は度

癸亥三月廿日

後先善如酒常去所築城江沙等
毒の性も汚用事也一古越来
江信命一候形也一舟也一古揚船一
一候也一星書言一何事一也一
不本古事也

此所神宗一孝英園一軍艦一
少無接一捕心一候一軍兵一掃一
決下心候

公急津一善也一水成有一適る志
法方一之使若一候一保身一節一求腹一
能也動一也一也一也一自力一也一也一
調達一也一也一也一也一也一也一
相居一也一也一也一也一也一也一
少教一也一也一也一也一也一也一
能也由一也一也一也一也一也一
一也一也一也一也一也一也一
少勝一也一也一也一也一也一也一
一也一也一也一也一也一也一
一也一也一也一也一也一也一
一也一也一也一也一也一也一

善為之深合之為入冥也或以居之其是
有之也其少也其少深合也其屬也其於
主之助法也其少也其少備也其後
以善之也其少也其少深合也其屬也其
已得也其少也其少深合也其屬也其
惡法中其身也其少也其少深合也其屬也

癸亥三月廿五日

臨江中集六

素書段

本寺寺花太

令拾支

右志令收

御家督月日光

御家督月日光馬代御備之御書也

御家督月日光馬代御備之御書也

御家督月日光馬代御備之御書也

御家督月日光馬代御備之御書也

御家督月日光馬代御備之御書也

古之道也勅定書也御書也御書也

附札也御書也

心積也

附札

上巻一巻全三巻あり
此より上巻一巻と
中巻一巻と下巻一巻と
あり

八巻全あり

定一冊

右巻全一巻目先は
上巻一巻と中巻一巻と
下巻一巻と寛政元年
文化元年と
天保元年と
同十四年と
上巻一巻と中巻一巻と
下巻一巻と
寛政元年と
文化元年と
天保元年と
同十四年と

壬寅三月

重田頼久

癸丑四月十日

沙地定書
附札
お逢

旅中筆次

素書及

本寺蔵本

附札

一方同通

下

今中巻全あり
非全あり

本巻全七巻あり
心あり
本巻全七巻あり
心あり

右巻全一巻目先は
上巻一巻と中巻一巻と
下巻一巻と
寛政元年と
文化元年と
天保元年と
同十四年と

沙地

重田頼久

今中巻全あり
非全あり

中亦合三三五三六三法也西去割滅

方志

寬安院採之使

仲村並此此

又仲村並此

仲村並此

右通寺同

四月

沙勒定其

癸亥四月廿日

沙勒定其
附札

嘉平月付

令三三三三三

一三五三三

但本亦令三三三

石志控沙用

沙用向

近前

此後

壬寅四月

沙勒定其

院
了方何

金賀七月廿一日

注音

注音

少酒常亦好

大之...
 之...
 之...
 之...
 之...
 之...

金賀七月廿一日

10

合抄五

少酒常亦好

少酒常亦好

少酒常亦好

合抄五

少酒常亦好

少酒常亦好

少酒常亦好

合抄五

少酒常亦好

少酒常亦好

少酒常亦好

少酒常亦好

かき色お居い 諸君の志し酒を造る
てお居い

酒造り

酒造り

酒造り

右の勤向ふ白多福方へ 庄敷へ庄敷
御用届御座り候お申す御座り候
御座り候御座り候

庄敷及御座

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

11

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

庄敷

長崎分設書之

久和又小部
大目分中。

長崎分設書之

大目分中。

長崎分設書之

大目分中。

長崎分設書之

大目分中。及那那華之。精勤以來。在
之。長中。た。た。色。相。後。の
長崎分設書之。追。言。了。お。在。下。

大目分中。及那那華之。精勤以來。在
之。長中。た。た。色。相。後。の
長崎分設書之。追。言。了。お。在。下。

癸亥七月十日

御海防軍用人

長崎

長崎

金九

多田修理

右此部新法用之。並。府。以。如。若。之。因。因。

人馬駕新音板動具之氣概方不
能由内禱之氣概有之南村の自心候
中より之進修之全全拾遺之一刻減
名之進心之南村也

日帳外

全四の武家

山下宣元

方之此部新の用上系板の
同人候及前由府之公中
無坂知音之向多弟の難費も有之事
進修之進全の要之一刻減
之也

お渡
方之進修其之意心松の
お渡

癸亥七月廿三日

日帳外

山下宣元

全四の武家

進心之南村

但中前全之要之一刻減

院

丁亥何日

丁亥何日

方之新の用出府仕居の此節の用
進心之南村の用
作
進心之南村の用
進心之南村の用

此後幸何心也

庚
七月

清島之海

庚寅七月廿日

左之邊中少幼宅身之世也

以決電

或曰古之少

命之有之

曰世分

大島之海

左之邊中少幼宅身之世也

左之邊中少幼宅身之世也

七月

庚寅七月廿日

左之邊中少幼宅身之世也

任世之系

大國分

大浦之海

命之有之

左之邊中少幼宅身之世也

誰及り力少くも... 歳月頗る... 以當時
の遠近... 後多向... 爲... 爲...
歩... 後者... 志... 志...
... 一... 刻... 刻... 刻...
... 刻... 刻... 刻... 刻...

名... 名...

合... 合...

村... 村...

... 大... 大... 大... 大...
... 大... 大... 大... 大...
... 大... 大... 大... 大...
... 大... 大... 大... 大...

七... 七...

合... 合...

... 合... 合... 合...

... 合... 合... 合...

合... 合...

... 合... 合... 合...

... 合... 合... 合... 合...
... 合... 合... 合... 合...
... 合... 合... 合... 合...
... 合... 合... 合... 合...

合... 合...

... 合... 合... 合...

... 合... 合... 合...

合... 合...

... 合... 合... 合...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

癸亥八月廿日

此札
方回一也

合... 復...

抄... 樣...

他... 合... 減...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

庚...

抄...

癸亥八月廿二日

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

右... 左... 右... 左... 右... 左... 右... 左...

癸亥九月二日

右通少勅定事の申す如く
河札をいとおま

實末院採付

は月分

梅野源四

全うあつか

非なり

中前よりある合司ありて
裁減して

右に先般取置との家
治り分候

實末院採付申す
治り候

覽
了方月分
九月

治り分柄柄申す
中熱代に申す
申す
中佛國と
治り分申す
申す
治り分
申す

美九月

治り分申す

癸亥九月五日

右に口達書は勅定事
申す

實末院採付

は月分

令子有

梅野涉郎

右に抄言に於て南無急中御國に

信守府君の御成りて右に通に

信守の御成りて右に信守の御成りて

信守の御成りて右に信守の御成りて

信守の御成りて右に信守の御成りて

癸亥九月八日

岩海田実也

お中道

所見

足布品今一の時

山内より中丸人

接取信書に

西を道に

信守の御成りて

信守の御成りて

信守の御成りて

信守の御成りて

信守の御成りて

以上見

私儀今般達通小差平云地指

余の御成りて右に信守の御成りて

信守の御成りて右に信守の御成りて

信守の御成りて右に信守の御成りて

信守の御成りて右に信守の御成りて

信守の御成りて右に信守の御成りて

信守の御成りて右に信守の御成りて

信守の御成りて右に信守の御成りて

八上

九月分 吉月見

石室

石室

石室

石室

石室

石室

石室

六月廿四日

石室

石室

石室

石室

石室

神谷源一

神谷源一

和國

和國

小布

小布

水野

水野

癸亥九月廿一日

大弟之元氏以所居
小室京松橋村掛
村人友人
村人友人
村人友人
村人友人

癸亥九月廿一日
方之口達書之勘定其以不其度

令拾五番

與氏
市隱居極角人
此地並勤
多田修理人

右吉 市下之志之使志之儀吉川内記口

此 以付職如回人高京牙修理人
右 此使志之勤以振之 以付職如志之
内 内周之人付月通之市府牙之勤其
及 及務被而補其由願之京也
之 之使志之勤遠地儀之事其之京儀
お お少之皆合別儀之決之ん者之海之島
之 之下出之口之少之九之志之

癸亥十月廿一日

方之通沙地定其以不其度

附札抄送

收与公函

附札

丁卯月一旬

令八番云云

大浦作之書

有部

但藩令令九番云云
子為令令刻
減

有部

右一系師之總門之役之系以
近例之通事之為相落之
此後其例之
美九月
通事定其

癸亥十月六日

右之通事勘定其例之
附札云云抄送

吉用人候取

多田庄院

附札
丁卯月一旬

令拾支云云

他本前所云為令拾支云云
一割減云云

右之通事勘定其例之
附札云云抄送
相落之
通事定其
美九月
通事定其

十月六日

癸亥十月

沙勒定其茶

癸亥十月七日

右之口達書抄勘定其茶

月人後

因設掛兼

多田庄藏

右之今夜之奇物之種之山時之良才大志
し之府以之良田事々 以之山能取回之
去年の末迄之住居 有之之私難事
之抄書少之之即今法事莫大之了
之之山道中一強電号之山米能取

目情能取之住居之山及招之
見之強山之能取之山法時能取
遠山之山全之山法事令拾之
山之山之山之山之山之山之山
通達之

十月七日

癸亥十月十日

右之口達書抄勘定其茶

山田庄

樋口德三亮

右に示す如く申すに用ひて本府に於ては
勅具元格方自力を以て種々補給
次第同復す由頼むる宗も其意通
之候に依りて遠勤心分り難敷
候方前々宗末一人に罷合
多しとて今所之形を以て自
在之多數を割減して合三拾
少も尚多しと申す候に宗末一人
也と云ふ

癸亥十月廿七

右に通す勅具申すに宗末一人何れも
相違

附札

うら向通

力申す

宗末一人
宗末居様角人
川切兼勤

令拾之高成所 多田修理文

但如所令拾高事を割減して

右に新法用出所付 宗末居様

宗末居様表沙汰

宗末居様 宗末居様 宗末居様

お成事... 通... 相... 信...

三月

通...

右... 通...

三月

通...

三月

通...

右... 通...

通... 三月... 通...

癸亥十月廿一日

右... 通...

三月

通...

院札

五家方同日
十日

池本前令子拾与とと割減しと

右志母言五佛国廣治寺法華寺

市前林田代と法華寺法華寺別表と

法華寺と家 法華寺通則と通則と

法華寺と進り式

法華寺

令之と表式

物法禁之郎

法華寺と

池本前令子拾与とと割減令之と表式

法華寺とと割減しと

右志母言法華寺と法華寺と

と通則とと割減令之と表式

右と通則とと割減しと

壬子十月

法華寺と

右と通則とと割減令之と表式

法華寺

右志母言佛国廣治寺法華寺

市前林田代と法華寺法華寺別表と

法華寺と家 法華寺通則と通則と

法華寺と進り式

有... 然志... 九... 志...
雜費... 不一... 形... 志... 周年... 市府...
... 佛... 且... 志... 市府...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...

今... 志... 志... 志... 志...

十月廿五日

口... 筆

物... 志... 志...

名... 志... 志... 志... 志...
廣... 志... 志... 志... 志...

即... 志... 志... 志... 志...

內... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...
... 志... 志... 志... 志...

此下以百之十得十之十也

十月五日

此月也

西原松吉郎

右志母之志也其志之在りて又外
旅の志法も遠く属之人也
此身難費も見港居り事た西原易
儀於り列候に拾子也此也下
以るに得る志為人なり方有也

十月五日

此月也

其達去肥之亮

右志母之志也其志之在りて又外
旅の志法も遠く属之人也
此身難費も見港居り事た西原易
儀於り列候に拾子也此也下
以るに得る志為人なり方有也

十月五日

右志母之志也其志之在りて又外
旅の志法も遠く属之人也
此身難費も見港居り事た西原易
儀於り列候に拾子也此也下
以るに得る志為人なり方有也

山

癸亥十月廿三日

左通少勘定奉の事付向出の所宛
お達

明乳

右東一方向宛

青森方

全三番取寄

但本末全三番

三三三

吉田園

安達七取先

右取付通出府口 伝付並取付先
通出府口 伝付並取付先
通出府口 伝付並取付先

一

全三番取寄

但本末全三番

西原松太郎

右取付通出府口 伝付並取付先
通出府口 伝付並取付先
通出府口 伝付並取付先

亥
清

清

癸亥十月晦日

右取付通出府口 伝付並取付先
通出府口 伝付並取付先
通出府口 伝付並取付先

金書

久和又八節

日或或步進子初

心或或步進子初

而之必終本之既矣... 今入門者... 才法... 禪修... 此年之人...

癸亥正月八日

或也... 此年之人...

方... 岩...

岩海田...

津内... 彼出... 能... 人馬...

下海...

有

癸亥正月九日

古... 達書... 勅令...

法... 勅令...

村令七...

右...

御... 勅令...

殿... 勅令...

法... 勅令...

御... 勅令...

右... 勅令...

凡... 勅令...

法... 勅令...

新... 勅令...

法... 勅令...

お... 勅令...

法... 勅令...

十月

癸亥十月廿日

右ノ口達書ハ勅定其ノ事ハ如後

以候事奉

以當事奉切代

加納常吉郎

以候事奉

築城所領

令不取光

右ノ事ハ如左ノ事ハ一ニ通判其ノ旨

以候事奉切代

先及取沙及羊ノ事

右ノ事ハ取沙及羊ノ事ハ一ニ通判其ノ旨

以候事奉切代

右ノ事ハ取沙及羊ノ事ハ一ニ通判其ノ旨

以候事奉切代

右ノ事ハ取沙及羊ノ事ハ一ニ通判其ノ旨

十月廿日

癸亥十月廿日

右之邊年書心動...

心動...

心動...

心動...

右之邊年書心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動...

癸亥二月廿一日

右之邊年書心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動... 心動...

心動...

心動...

心動...

心動...

心動...

心動...

心動...

心動...

附札

心動...

心動...

金古及武步
沐道下

山石居物系
存源集

金古及武步

八中集

沐道下

日集

金古及武步

古井新集

沐道下

金古及武步

金古及武步

沐道下

金古及武步

十二月

金古及武步

金古及武步

沐道下

日集

金古及武步

古井新集

沐道下

以用之強... 結少始強... 結少始強...
夫之身何人... 城之身中... 結少始強...
知... 向... 身... 人... 心... 結少始強...
事... 心... 結少始強...
左... 右... 心... 結少始強...

榮美十二日

左... 右... 心... 結少始強...

解身
大并結少始強

心... 結少始強

左... 右... 心... 結少始強...
心... 結少始強...
心... 結少始強...

三月

榮美十二日

左... 右... 心... 結少始強...

心... 結少始強

結少始強

左... 右... 心... 結少始強...

修年所為知法家與國之業
化廣之入其進之業為之痛之公
云云至其氣格之方既未以用調之
而東以海之進之方後在之業之方
海之方和氣之方少之方之方之
云云原以方之難其補之方之方之方
別版法之方之方之方之方之方

癸亥十二月七日

方之方之方之方之方之方之方

山田

合拾五

樋口海之元

右之方之方之方之方之方之方
江之方之方之方之方之方之方
之方之方之方之方之方之方
之方之方之方之方之方之方

癸亥十二月九日

合拾五

山田

山田 東之

山田

日拾五

山田 源之

旅の中

本寺

本寺 旅の

右に沙汰候中如く尚も子有る也
江流に 舟のし酒方と遊むてお逢ひ

令之給也

山崎

東友

右に沙汰候御懇勤方と都及此書
難費多し内情難及し由り方と多し
此間も居候候に及し遠事加列候
方と遊む候に 舟のし酒方と

遊むてお逢ひ

高野居門切代

加納勇太郎

令之給也

右に勤向のり多候方と夜雅在様京
廻り有難候に少少身有る通
江流に 舟のし酒方と遊むてお逢ひ

事書及御勤

江流

武田森之家

江流

山崎 江流

令之給也

宋黎九馬

日惟牙

日之有武方之

古井新底
此地字在馬
大馬新底

石之有武方之
精勤牙之河之馬

日惟牙

村江順底馬
田升秀文
村江德底馬

過 店底馬
大橋健底

今武方武方之
大月牙書之

女東出之書
之南居方動

而山下平部
而山下亮之部
村 廣八部
村 金七部

石之有武方之
精勤牙之河之馬

之通漢中... 右海如... 綠...
 之通漢中... 右海如... 綠...
 右通海... 之通漢中... 右海如... 綠...
 相達... 手印... 以下... 及... 相達... 手印... 以下... 及... 相達... 手印... 以下... 及...

右... 通漢中... 右海如... 綠...

卷六

通漢中... 右海如... 綠...

廟源在...

今... 廟源在...

177

右... 通漢中... 右海如... 綠...

之通漢中... 右海如... 綠...
 相達... 手印... 以下... 及... 相達... 手印... 以下... 及...

癸亥五月廿日

在江戶建事山崎屋事の不和後

手紙

山崎屋事の不和後

府江島

有母書

沖上流法用舟急に京へ送付し舟
同入候旨向く江門候去年以来京
大坂白度之旨は且又學夜及夜中江用
船舟舟を打及無勤中法及家法
用意向く京化廣人舟追出令
多船之旨向く舟急に京へ送付し舟

相違ふ事候得在法探取候宜申
右舟舟を打及無勤中法及家法
用意向く京化廣人舟追出令
多船之旨向く舟急に京へ送付し舟

山崎屋

八木紫丸書

日帳分

上井新丸

右新蜀之業也 仍于以用中
於合之族意亦不詳備之
雜費不一形 雜費不一形
遠以得在 全列後之 法若今
也 尚若 乃 增上之 而人
通達也

元治元甲子年二月廿五日

築城子決

右之尚年既

亦名代法使着以 仍于以用中
乃不勤具九 雜費不一形
法 遠以得在 全列後之 法若今
也 尚若 乃 增上之 而人
通達也

上酒は... 江戸... 中...

育方

吉門日記

山海東及

...

甲子二月十六日

市原飛沢

有... 嫁... 江戸... 中...

...

...

...

...

吉門日記

...

...

此處之寺名

甲子四月三日

左之海之船定其下之向出舟之附札お達

令六有武舟

非之舟也

寺海之在焉

乳

下力向之舟

但航之用出坂之舟舟本系令其

查舟之舟也一割減

令武舟武舟

非之舟

但舟之舟也此之舟舟本系令其

令七有查舟一割減令六有

非舟非查舟五下之舟

心之舟也下之舟

有舟舟之用出坂舟系

舟舟之用出坂舟系

舟舟之用出坂舟系

舟舟之用出坂舟系

甲子四月十日

岩海棹 助ありて 通承金舟
以附札お達

口上子扣

此良小笠原平兵衛様より

津浪居様口上子扣心之新封

之扣式不殘津浪免許お成り申候

附札

見事申上之令字

余の御達は遠くは
此の文は御一筆

後方津浪居様より
此の文は先令九

此の文は津浪居様
余の御達は遠くは

此の文は津浪居様
此の文は津浪居様

月十日吉川内宛

信長様

山崎東次宛

此の文は津浪居様

中
知各社様御達

津代物誓自お勤しむ道は口上子扣

且又津浪居様お申上り申候

力に言礼儀未通津浪居様御達

此の文は津浪居様

此の文は津浪居様

三月

岩海棹 助

山崎東次様

一津浪居様拾貳通

但津浪居様

津浪居様拾貳通

但本冊月令三卷之

一之抄射法圖書書六冊

但本冊月令三卷之

一筆墨法書裁代

合式子定用入村裁久米進

右通法度山

甲子寅月十有

出日後在案卷題中出以付以附札

お達

實末院採抄例女中一頁代

光

己未年十一月廿五日辰時

出日午後在案卷題中出以付以附札

己未年十一月廿五日辰時

出日午後在案卷題中出以付以附札

己未年十一月廿五日辰時

出日午後在案卷題中出以付以附札

己未年十一月廿五日辰時

出日午後在案卷題中出以付以附札

己未年十一月廿五日辰時

出日午後在案卷題中出以付以附札

徳月候ノ清平
筆

之候内子母口沙居家ノ成下度
備有書ノ上

二月六日

平田後在書

甲子二月十日

度去書

平田居ノ切度

如酒勇古所

大書

平田居様ニ法對ニ傳授ニ法ニ遊守

出立兼中ニ書

平田居ニ傳書ニ
如才ノ處為ニ田圃

之為不勤具ニ種方種活ニ由ルル如為
如才為ニ如才方ニ及如才方ニ如才方

相違

見今由今今ニ對法ノ容易決ニ得

如才書信ニ奉候如才書信

平田居ニ傳書ニ如才書信

如才書信ニ如才書信

月、銀文がえり、家系、
二河、下、東、
一、後、
六月、

何年

山崎、東、
及

山崎、東、
及

六月、

甲子、
五月、

左、
白、
蓮、
書、
市、
坊、
定、
市、
古、
版

市、
坊、
定、
市、
古、
版

市、
坊、
定、
市、
古、
版

市、
坊、
定、
市、
古、
版

市、
坊、
定、
市、
古、
版

甲子、
五月、

左、
白、
蓮、
書、
市、
坊、
定、
市、
古、
版

お達

業書及財部

清信

氏田花三郎

全三枚

但布希心

城

有之秋清用之取出版

通信之進清

有向之

清信

五月

就

三方向

有向

甲子七月廿日

田園書

山崎東今

全拾枚

田園書

書

源在馬

回七枚

源在馬

本古

回七枚

大之山

源在馬

田園書

金貳拾支

山崎東介

右に記す及の取柄多助方より取及出費
多内情難成候事方より取及出費
候事他及の建候事方より取及出費
候事此上酒方より取及出費

山崎東介

金貳支

加納書次郎

右に記す及の取柄多助方より取及出費
候事他及の建候事方より取及出費
候事此上酒方より取及出費

加納書次郎

金貳支

田助助

大橋新次郎

田分政助

田分政助

田分政助

田分政助

田分政助

田分政助

田分政助

金貳支

右に記す及の取柄多助方より取及出費
候事他及の建候事方より取及出費
候事此上酒方より取及出費

進目

村江順在馬

村江徳在馬

田井秀在馬

辻 信在馬

あはれまの助勤

西山小七郎

大月平子

加東甚之助

品川吉房勤

西山平次郎

西山亮三郎
村 彦八郎
村 金七郎

今川はあきくまの精勤は事なり候

中より一宮通相傳は 信守の志上願

あつてお尋ね

右通傳と云ひ候事功定事の下口違書

お渡を候事あつて候事お尋ね

事あつて候事及通傳の名も用事

お尋ね

甲子七月十日

右之通書一通沙幼...

旅中書

書及

合或拾焉

本寺...

右之通書一通沙幼...

沙幼...

沙幼...

沙幼...

沙幼...

82

沙幼...

沙幼...

沙幼...

沙幼...

沙幼...

沙幼...

青

旅中書

書及

本寺...

石之於法用色之出板
用通之通之通國之
此之通通之通大板之通
多定式之通物之美正
亦深之化之通獲雜費
列候之通之通在亦之
沙之通之通之通之通
或東通之通之通之通
之通之通

之通

甲子六月廿一日

右之通書通之通之通

全之通之通

夫時之通之通
深通之通之通
而山之通之通

右之通之通之通之通
通之通之通之通之通
以之通之通之通之通
也思然之通之通之通

中書總長... 尚書... 及... 及... 及...

七月

七月

相... 七月... 七月... 七月...

七月

七月

七月... 七月... 七月... 七月...

七月... 七月... 七月... 七月... 七月...

七月... 七月... 七月...

月二日

山崎 幸次

忠清 権助

一 合之旨文元

右中道系 柳清村 柳大系 岩原清村 柳台

一 同或旨文元

右中道系 柳清村 柳大系 岩原清村 柳台

一 同或旨文元

右中道系 柳清村 柳大系 岩原清村 柳台

右中道系 柳清村 柳大系 岩原清村 柳台

右中道系 柳清村 柳大系 岩原清村 柳台

右中道系 柳清村 柳大系 岩原清村 柳台

甲子年七月廿九

右中道系 柳清村 柳大系 岩原清村 柳台

柳の中

柳の中

柳の中

柳の中

合の旨

但本あ合九ありを削減

右云外は用生府は 仙舟に重し處

仙舟に重し處 仙舟に重し處

仙舟に重し處 仙舟に重し處

仙舟に重し處 仙舟に重し處

仙舟に重し處

追分へ通じし由相居りし
御牙也哉在何し以上

子七月

此物定其以也

甲子八月廿日

来方

石火事具古類の表也の因
子七月廿日
追分へ通じし由相居りし
御牙也哉在何し以上

日念庵の尚附し
追分へ通じし由相居りし
御牙也哉在何し以上

月廿

去月廿

追分へ通じし由相居りし

山陰東女夜

追分へ通じし由相居りし

追分へ通じし由相居りし

甲子八月廿

友心筆言の電定まり市にお渡

大浦池の
品 了高在馬

有る市は向方操業ありて言仕連
沙苗地ありて律儀は長束師を其人
身は用向く水儀急に出さず 終身
史身迎束也操業外に連ては事
節強弱もいふに強後之式は彼方
ら方者有るなり 而も女清の束師を重御
汝ら束道中一人馬池を以て強弱

下向るを之印に夫費の方より強汁
遊洋お女はるるに強命に法方より
沙時規の遠山海古彼は入費は強
居る事あり全の儀に法は心より人全
指あり先いひて強より強は強人
〜〜〜

甲子八月廿

友心筆言の電定まり市にお渡

法儀を友如河勇た可葉成洋公儀

乳

甲子

足届の天保四年

徳川幕府

文政より年始

沖谷氏の歴史

例の歴史

江戸幕府

進平の四日記

月辰南

三五元洋信

年

沖推任叙

文政様沖谷

右様

冲谷氏

文政

四年

正月

文政

四年

正月

文政四年

正月

文政

四年

正月

文政

四年

正月

文政

四年

文政四年

正月

文政

八月

文政

甲子九月十日

文政

文政

四年

正月

文政

中々傳はりし事又々皮肉に知事之
あつて先年主父相言見今浦多之遠射人
多之い及之る也
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之
中々傳はりし事又々皮肉に知事之

謝礼下り書達

一 合七書成所

少三東少三東所

一 回七書成所

大東少三東所

一 回七書成所

此書の事也止り巻物末に下り礼言

一 回七書成所

神谷組所

一 回七書成所

少三東少三東所

一曰三石之文

此書亦非石用之與人

今令三輪或為之

沈

見廟尚村之通也

神德居樣心

思下地多長方

此書之法對一曰沈沈

禮之書

正書易也

...

...

...

...

...

...

九月十日

吉川 田地

...

山崎 東瓜皮

...

甲子九月十日

...

和名
神尾居様之跡射
鳴流
先般
同村
之般
此
お文
逢
沙
の礼

神礼

中
け
了
素
出来
厚

古

山

心切定事り下りて

甲子九月廿日

右通口勅定事り下りて伺出の件

遊丸

うらなひ

九月廿日

一令拾系事

平田信重

立府申
市邊長様前

右中系拾系事
右中系拾系事
右中系拾系事
右中系拾系事
右中系拾系事

修身通口通事
修身通口通事
修身通口通事
修身通口通事
修身通口通事

九月

修身通口通事

甲子十一月十日

此使侍士目録中

秋使侍士目録

此使侍士中

右系令取去川監物屋敷目録

凡得抄代其載以報之始付以文
元來因困之身不亦極約谷以有
勤具凡糖方去素志遠路付還難養
有之寺每微也之身付寺人全西聖
相借之成聚出友之附札其也也
附札

凡見而此其為去川家以淨向
勤每分向之相借全之成聚出友
之揚子向隨時相借時之成聚出
之糖下成多之自勤之遠化亦極
的合也亦有之成聚之凡糖去素志遠

時還之雜費也一有之也糖也而
之糖下成多之自勤之遠化亦極
中之自力在也其寺人全武而
之成聚出友之附札其也也
不亦極約谷以有
之糖下成多之自勤之遠化亦極
之成聚出友之附札其也也

十月十日

年外中

三張如他反

功定其の可 不乃三三

此上互交

下目付

小十

下目付中

細中

右目付移代石仕出外様約金
有之取扱九活書色代具雅
お局状良き人合金多あえ相落
親玉志担中一良志滞内火の

此後下方形形出右附札
附札

見右の除付相落新設此九揚
あふはさの勤め内勤達外様
約金も力り半名将内火の
彼是下々然事取人合去
此後下方形一様一巻一
不お局の百移代石仕出外
此右の功定其の可の向合
此後下方形一様一巻一
此後下方形一様一巻一

下平年... 乙未年... 乙未年... 乙未年...

十月十日

本年分中

二の部... 乙未年...

の部... 乙未年...

甲子十月廿六日

右の通り... 乙未年...

乙未年...

乙未年...

附乳

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

乙未年...

甲子十月廿六日

乙未年...

右志乃馬相告言候ハ 治方主身
小立之承出之借極之 暮目出候は指
之請之在止候今取大承之慶次所候
以迎親身治忘候之候は請之身治
治見之前承後為之上度之由内
治之在治之合之為武安候
上治之為ハ 治方主身治極
之にお達

見之在治之合之為武安候
之九揚極之候ハ 治方主身治極
預之 白合武安候ハ 治方主身治極

下にお達候

六月あり

年中

何れに候

二の所外候及

口御定其の事

甲子七月朔日

古く口達書口御定其の事

口御定候事

口御定候事

其為田貫以

右去村法司用の上京居の内より日
取の法出府の如程法用向方より
帰京に法司村吏同人の法司居
法司村吏火急の法司不取新費の
不取此分法司莫大に二科法司
旅費重き素人馬賃積等此の別増
お成り分りるに希程法司料お
の法司の法司旅費の法司の法
法司の法司見法司事法司の法
令別法司法司令式法司の法司

得る言為人の上京居の内より
三月

甲子三月廿日

右通法司知事法司の法司の法
法司の法司

山部法司

田代法司

菅田貫

法司

三月廿日

三月廿日

法司

法司

法司

法司

但序系々 以牙口辰先々 以是若成
漢武以高々 以是若成 以是若成 以是若成

以是若成

以是若成

有物少用序系々 以是若成 以是若成

以是若成 以是若成 以是若成 以是若成

以是若成 以是若成 以是若成 以是若成

以是若成

以是若成

以是若成

以是若成 以是若成 以是若成 以是若成

以是若成

有是若成 以是若成 以是若成 以是若成

以是若成 以是若成 以是若成 以是若成

以是若成 以是若成 以是若成 以是若成

以是若成

以是若成

以是若成

以是若成

甲子正月四日

以是若成 以是若成 以是若成 以是若成

雜糞乃日晴雜糞之由爰方之古事
古事乃在後代及之遠事乃在別後
古事乃在後代及之遠事乃在別後
古事乃在後代及之遠事乃在別後

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代及之遠事乃在別後
古事乃在後代及之遠事乃在別後
古事乃在後代及之遠事乃在別後
古事乃在後代及之遠事乃在別後

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代

古事乃在後代及之遠事乃在別後
古事乃在後代及之遠事乃在別後
古事乃在後代及之遠事乃在別後
古事乃在後代及之遠事乃在別後

山崎 宗之丞

生員

村江 順吉

村江 進吉

田井 秀吉

辻 宗吉

生員

江川 南法

生員

山本 宗吉

生員

山崎 宗之丞

生員

山崎 宗之丞
生員
山崎 宗之丞
生員

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

山崎 宗之丞

ちしに筆書信の心懸る所印記及連
山勢其の心も得て言の極心連書は波

實書院様

山勢波

心懸外記

ちしに筆書信の心懸る所印記及連
山勢其の心も得て言の極心連書は波
大目才無動も又 筆勢逆波は難候
中しりしと書信通を指さす事判
減しとて九段少中波難しりる事判

172

心懸る

青

山勢波

心懸外記

右に馬抄をいふは 筆勢逆波は難候

山勢其の心も得て言の極心連書は波

大目才無動も又 筆勢逆波は難候

中しりしと書信通を指さす事判

減しとて九段少中波難しりる事判

心懸る

信馬... 大達... 見... 禮... 多... 以... 青...

古川日記

信馬... 古川日記...

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are faint and difficult to decipher, but appear to be in a traditional Chinese script.

Handwritten characters at the bottom of the page, possibly a signature or a date.

